

はり師及びきゅう師養成施設自己点検表

養成施設名:
 課程の別: 昼間・夜間・通信・その他()
 修業年限()年

法 ……あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律
 施行令 ……あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令
 認定規則 ……あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に係る学校養成施設認定規則
 指導要領 ……岐阜県はり師及びきゅう師養成施設指導要領

本表は養成施設等の適正な管理・運営に資するため作成したものであり、定期的に更新を行いますが、諸般の事情により更新が遅れる場合もありますので、各養成施設等においては直近の法令や通知等によりご確認のうえ、ご活用ください。(平成27年4月1日作成、令和4年10月1日改正)

自己点検		判定	確認書類	
1 生徒に関する事項	(1) 学則に定めた定員を遵守しているか。(指導要領7(1))			
	(2) ①から③に定める入所資格を有しないものを入所させていないか。 ①学校教育法第90条第1項に該当する者(認定規則第2条第1号) ②旧中学校令による中等学校を卒業した者(法第18条) ③認定規則第3条各号に定める者 (中等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者(※現在の中学校ではないの			
	(3) 入学資格の審査は卒業証明書又は卒業見込証明書を提出させて、確実に行われているか。(指			
	(4) 入学者の選考は、筆記試験、面接試験等により適正に行われているか。(指導要領7(3))			
	(5) 入学の時期について厳格な措置が取られ、かつ、途中入学が行われていないこと。(指導要領7			
	(6) 転学は、認定施設の相当学年相互の間においてのみ行われていること。(指導要領7(5))			
	(7) 学生の出席率の不良な者については、進級又は卒業を認			
	(8) 健康診断の	衛生に必要な措置が取られているか。(指導要領7(7))	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	会議記録
	(9) 他の学校等	(認定規則別表第1の備考2)	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
2 施設設備等に関する事項	(1) 認定規則等で備えることとなっている部屋があるか。(①～④までの要件をすべて満たすこと。)			
	①普通教室(同時に授業を行う学級の数を下らない数(認定規則第2条第9号) ○生徒1人につき1.65㎡以上(認定規則第2条第11号)	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	申請時の 平面図 ・校舎各室の 一覧表	
	②実習室(認定規則第2条第10号) ○生徒一人につき2.1㎡以上(認定規則第2条第11号) ○ロッカールーム又は更衣室及び消毒設備を有すること。(認定規則第2条第12号) ○水道設備及び給湯設備を有すること。(指導要領10(2)) ○生徒数人を1組として実習を行い得るように机及び椅子が配置されていること。(指導要領10(3))	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>		
	③図書室(指導要領10(1))	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>		
	(2) 以下の機械器具、標本及び模型、図書及びその他の設備を有しているか。 (認定規則第2条第14号、指導要領10(6)、別表)	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>		備品類目録 ・図書目録
	器械器具	1 専門基礎科目用 イ 解剖学・生理学実習用機器(肺活量計、心電計、筋電計を含む。) ロ 臨床医学実習用機器(血圧計、聴診器、神経学的検査用具、角度計、握力計、背筋力計を含む。) ハ 顕微鏡 2 専門科目用 イ 消毒・保管機器(煮沸消毒器、(以下はり師に係る認定施設に限る。) 高圧滅菌器、紫外線消毒器) ロ 皮膚温計、皮膚電気抵抗計、低周波治療器、赤外線治療器及びホットパック		
	標本及び模型	1 組織標本 2 経穴人形 3 デルマトーム人形 4 人体解剖模型、人体骨格模型(等身大)、関節種類模型(8種以上)、筋模型、 脊髓横断模型、脳及び神経系模型(中枢神経及び末梢神経を含むもの)、 血管循環器系模型、上・下肢解剖模型、人体内臓模型、呼吸器模型、心臓解剖模型、 腎臓及び泌尿器模型及び触覚器模型(外皮)		
	図書	1 教育上必要な専門図書(電子書籍を含む1000冊以上。ただし、点字図書は、1タイトルを1冊とする。) 2 学術雑誌(電子書籍を含む20種類以上)		
	その他の備品	ベッド及びその附属品(生徒3人につき1組以上)		
	備考 1 器械器具並びに標本及び模型については、実習等に必要な数を有すること。 2 主として視覚障害者を対象とする養成施設においては、図書に点字図書を含めることが望ましいこと。			
(3) 承認されていない部屋を使用していないか。また、承認のない変更を行っていないか。 (施行令第3第1項、認定規則第8条第1項)	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	申請時の 平面図		
(4) 校舎は、原則として設置者所有のものであるか。ただし、賃貸借契約が確実かつ長期にわたるものは 差し支えないこと。(指導要領10(4))	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>			
(5) 校舎は、原則として他の目的に併用されていないか。(指導要領10(5))	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>			

定員に対して1割までの超過は可だと認識している養成施設が多く存在するが、定員が1人でも超過すれば指導の対象となる。また、留年する学生がいる場合、その学生も含めて、学年定員を超過しないよう入学生を受け入れること。
 ※定員30名の養成施設で1学年に留年する学生が5名いる場合、入学生は25人までしか受け入れられない。

成績証明書は成績に関する書類であり、卒業を確定させるものではないため、卒業証明書又は卒業見込み証明書と同等ではない。

はり師及びきゅう師養成施設自己点検表

自己点検		判定	確認書類									
3 教員等に関する事項	<p>(1) 学校又は養成施設の長は、専ら学校又は養成施設の管理の任に当たることができる者であり、かつ、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の教育又は養成に相当であると認められる者であるか。(認定規則第2条第4号)</p> <p>○「専ら学校又は養成施設の管理の任に当たることができる者」とは、他に常勤の職を有する者でないことを意味し、大学の非常勤の講師等との兼務は差し支えない。(指導要領6(1))</p> <p>○「あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の教育又は養成に相当であると認められる者」として、以下のすべてに該当するものであるか。(指導要領6(1))</p> <p>ア 医事に関する法令に違反して刑事処分を受けたことのない者であること。</p> <p>イ 禁固以上の刑に処せられたことのない者であること。</p> <p>ウ あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の養成に熱意及び能力を有する者であること。</p>	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	<p>教員資格が確認できる書類(履歴書、資格証等)を適切に保管すること。 資格証等は原則として原本で確認を行うこと。</p>									
	<p>(2) 教員及び専任教員の数は不足していないか。(認定規則第1条第2号)</p> <p>○認定規則別表第1科目の欄に掲げる教育内容を教員が担当していること。</p>	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	<p>・教員一覧</p>									
	<p>(3) 各科目を担当する教員は教育内容について以下の要件を満たしていること。(認定規則第2条第4号)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">基礎分野</td> <td> <p>教授するのに適当と認められる者</p> <p>ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教に相当する者)</p> <p>イ 担当科目について、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>次の各号に掲げるものであって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者</p> <p>1 医師</p> <p>2 教職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第2号)の理療の教科の普通免許状又は同令第65条の5に規定する特別免許状(以下「特別支援学校の理療科の教員免許状」という。)</p> <p>3 厚生労働大臣の指定したあん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関を卒業した者(以下「養成機関卒業生」という。)</p> <p>上記と同等以上のものとは、次のいずれかに該当する者をいうこと。</p> <p>ア 歯科医師(臨床医学以外の教育内容を教授する場合に限る。)</p> <p>イ 文部科学大臣の認定した学校の担当科目を含む分野を専攻する大学院修士課程又は博士課程を修了した者</p> <p>ウ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助手については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)</p> <p>エ あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令(以下「改正規則」という。)</p> <p>オ 改正規則による改正前の認定規則別表第3「解剖学、生理学、衛生学(消毒法を含む。)、診察概論、臨床各論」の項第3号に該当する者(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)</p> <p>カ 理学療法士及び作業療法士(リハビリテーション医学に限る。)</p> </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">専門分野</td> <td> <p>次の各号に掲げるものであって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <p>1 医師</p> <p>2 特別支援学校の理療科の教員免許状を有する者</p> <p>3 養成機関卒業生</p> <p>4 教育職員免許法施行規則第63条に規定する特別支援学校の理療の教科の臨時免許状を有する者</p> <p>上記と同等以上のものとは、次のいずれかに該当する者をいうこと。</p> <p>ア-1 文部科学大臣の認定した学校の担当科目を含む分野を専攻する大学院修士課程又は博士課程を修了した者</p> <p>ア-2 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)</p> <p>イ 旧認定規則別表第3に規定するあん摩マッサージ指圧師教員、はり師教員又はきゅう師教員(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>「専任」とは他に常勤の職を有しないことを指す。</p> <p>①「専任」と認められる例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等の非常勤講師 ・病院等の非常勤職員(医師等)等々 <p>②「専任」と認められない例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員個人が病院又は施術所等を経営している。 ・他の学校の常勤職員等々 </td> <td> <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 </td> <td> <p>・資格証写し ・原本確認要</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	基礎分野	<p>教授するのに適当と認められる者</p> <p>ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教に相当する者)</p> <p>イ 担当科目について、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者</p>	<p>次の各号に掲げるものであって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者</p> <p>1 医師</p> <p>2 教職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第2号)の理療の教科の普通免許状又は同令第65条の5に規定する特別免許状(以下「特別支援学校の理療科の教員免許状」という。)</p> <p>3 厚生労働大臣の指定したあん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関を卒業した者(以下「養成機関卒業生」という。)</p> <p>上記と同等以上のものとは、次のいずれかに該当する者をいうこと。</p> <p>ア 歯科医師(臨床医学以外の教育内容を教授する場合に限る。)</p> <p>イ 文部科学大臣の認定した学校の担当科目を含む分野を専攻する大学院修士課程又は博士課程を修了した者</p> <p>ウ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助手については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)</p> <p>エ あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令(以下「改正規則」という。)</p> <p>オ 改正規則による改正前の認定規則別表第3「解剖学、生理学、衛生学(消毒法を含む。)、診察概論、臨床各論」の項第3号に該当する者(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)</p> <p>カ 理学療法士及び作業療法士(リハビリテーション医学に限る。)</p>	専門分野	<p>次の各号に掲げるものであって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <p>1 医師</p> <p>2 特別支援学校の理療科の教員免許状を有する者</p> <p>3 養成機関卒業生</p> <p>4 教育職員免許法施行規則第63条に規定する特別支援学校の理療の教科の臨時免許状を有する者</p> <p>上記と同等以上のものとは、次のいずれかに該当する者をいうこと。</p> <p>ア-1 文部科学大臣の認定した学校の担当科目を含む分野を専攻する大学院修士課程又は博士課程を修了した者</p> <p>ア-2 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)</p> <p>イ 旧認定規則別表第3に規定するあん摩マッサージ指圧師教員、はり師教員又はきゅう師教員(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)</p>	<p>「専任」とは他に常勤の職を有しないことを指す。</p> <p>①「専任」と認められる例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等の非常勤講師 ・病院等の非常勤職員(医師等)等々 <p>②「専任」と認められない例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員個人が病院又は施術所等を経営している。 ・他の学校の常勤職員等々 	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	<p>・資格証写し ・原本確認要</p>			
基礎分野	<p>教授するのに適当と認められる者</p> <p>ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教に相当する者)</p> <p>イ 担当科目について、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者</p>											
	<p>次の各号に掲げるものであって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者</p> <p>1 医師</p> <p>2 教職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第2号)の理療の教科の普通免許状又は同令第65条の5に規定する特別免許状(以下「特別支援学校の理療科の教員免許状」という。)</p> <p>3 厚生労働大臣の指定したあん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関を卒業した者(以下「養成機関卒業生」という。)</p> <p>上記と同等以上のものとは、次のいずれかに該当する者をいうこと。</p> <p>ア 歯科医師(臨床医学以外の教育内容を教授する場合に限る。)</p> <p>イ 文部科学大臣の認定した学校の担当科目を含む分野を専攻する大学院修士課程又は博士課程を修了した者</p> <p>ウ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助手については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)</p> <p>エ あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令(以下「改正規則」という。)</p> <p>オ 改正規則による改正前の認定規則別表第3「解剖学、生理学、衛生学(消毒法を含む。)、診察概論、臨床各論」の項第3号に該当する者(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)</p> <p>カ 理学療法士及び作業療法士(リハビリテーション医学に限る。)</p>											
専門分野	<p>次の各号に掲げるものであって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <p>1 医師</p> <p>2 特別支援学校の理療科の教員免許状を有する者</p> <p>3 養成機関卒業生</p> <p>4 教育職員免許法施行規則第63条に規定する特別支援学校の理療の教科の臨時免許状を有する者</p> <p>上記と同等以上のものとは、次のいずれかに該当する者をいうこと。</p> <p>ア-1 文部科学大臣の認定した学校の担当科目を含む分野を専攻する大学院修士課程又は博士課程を修了した者</p> <p>ア-2 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)</p> <p>イ 旧認定規則別表第3に規定するあん摩マッサージ指圧師教員、はり師教員又はきゅう師教員(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)</p>											
	<p>「専任」とは他に常勤の職を有しないことを指す。</p> <p>①「専任」と認められる例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等の非常勤講師 ・病院等の非常勤職員(医師等)等々 <p>②「専任」と認められない例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員個人が病院又は施術所等を経営している。 ・他の学校の常勤職員等々 	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	<p>・資格証写し ・原本確認要</p>									

はり師及びきゅう師養成施設自己点検表

自己点検		判定	確認書類																																																												
3 教員等に関する事項(つづき)	(1) 教員のうち6人(一学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その超える数が30人までを増すごとに2を加えた数)以上は、別表第2専門基礎分野の項各号又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員であること。(認定規則第2条第7号) ○設置年度にあっては4人(1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その超える数が30人までを増すごとに2を加えた数)以上 ○設置の翌年度にあっては5人(1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その超える数が30人までを増すごとに2を加えた数)以上	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	資格証写し 原本確認要																																																												
	[※改正前認定学校養成施設においては、令和2年3月31日までの間は、従前の例による] (認定規則附則第3条) 教員のうち5人(一学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その超える数が30人までを増すごとに2を加えた数)以上は、別表第2専門基礎分野の項各号若しくは同表専門分野の項第4号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員であること。(認定規則第2条第7号) ○設置年度にあっては3人(1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その超える数が30人までを増すごとに2を加えた数)以上 ○設置の翌年度にあっては4人(1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その超える数が30人までを増すごとに2を加えた数)以上	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	資格証写し 原本確認要																																																												
	[※経過措置] ○改正前認定規則別表第2専門分野の項第4号に掲げる者に該当する教員として経験を有する者は、当分の間、教員としての専門分野の教育内容を教授することができる。(認定規則附則第4条)																																																														
3 教員等に関する事項(つづき)	(2) 教員は、1つの養成施設に限り専任教員となり、その養成施設における養成に従事する。(指導要領6(5)、6(6))	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	資格証写し 原本確認要																																																												
	(3) 専任教員は臨床実習施設において臨床に携わることにより、臨床能力の向上に努めているか。(指導要領6(7))	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>																																																													
	(4) 専任教員のうち少なくとも2人はあん摩マッサージ指圧はりきゅうの教育に関し、5年以上の経験を有する者であるか。(指導要領6(8))	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>																																																													
3 教員等に関する事項(つづき)	(5) 一教員の一週間当たりの授業時間数は、15時間を標準とすること。(指導要領6(9))	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	資格証写し 原本確認要																																																												
	(6) 教員の出勤状況が確実に記録されていること。(指導要領6(10))	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>																																																													
	(7) はり、きゅうを行う施術所、医療機関等において臨床実習を行う場合には、その進捗管理等を行うため、専任教員のうち、実習調整者1名以上配置しているか。(指導要領6(11))	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>																																																													
4 教育に関する事項	(1) 教育の内容は以下の内容以上か。 (認定規則別表第1・指導要領別添)	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	教育課程表 シラバス																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">教育内容</th> <th>はり師</th> <th>きゅう師</th> <th>はり師 きゅう師</th> <th rowspan="2">教育の目標</th> </tr> <tr> <th>単位数</th> <th>単位数</th> <th>単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎分野 科学的思考の基盤 人間と生活</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>科学的・理論的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。 患者への適切な対応に必要なコミュニケーション能力を養う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">専門基礎分野</td> <td>人体の構造と機能</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。</td> </tr> <tr> <td>疾病の成り立ち、その予防及び回復の促進</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>健康及び疾病について、その成り立ちと予防及び回復過程に関する知識を修得し、疾病についての理解力、観察力及び判断力を養う。</td> </tr> <tr> <td>保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>保健医療福祉制度の中におけるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の位置付けや職業倫理について学ぶ。 人々が生涯を通じて、健康や障害の状況に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">専門分野</td> <td>基礎あん摩マッサージ指圧学 基礎はり学 基礎きゅう学</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術の枠組みと理論を理解し、系統的な「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術を行うことのできる基礎的能力を養う。</td> </tr> <tr> <td>臨床あん摩マッサージ指圧学 臨床はり学 臨床きゅう学</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術に必要な知識と技術を修得し、問題解決能力、適・不適の判断能力を養う。</td> </tr> <tr> <td>社会あん摩マッサージ指圧学 社会はり学 社会きゅう学</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>現代社会における現状と課題を踏まえ、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の果たすべき役割について学び、「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」に関しての社会的ニーズの多様化に対応できる能力を養う。</td> </tr> <tr> <td>実習</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>社会的ニーズの多様化に対応した観察力、分析力を養い、適切な施術ができる能力を修得する。</td> </tr> <tr> <td>臨床実習</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師としての臨床における実践的能力及び保険の仕組みに関する実践的能力を習得し、患者への適切な対応を学ぶ。 また、施術者としての責任と自覚を養う。</td> </tr> <tr> <td>総合領域</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうは、伝統医療として経験が重視される施術であり、あん摩マッサージ指圧学、はり・きゅう学、医学及び人間教育等の学習が総合されて充実したものとなるよう総合的に理解する。 各学校がそれぞれの特徴を發揮した教育を展開することによって、生涯を通じて地域や広く社会の期待に応えることができる能力を養う。</td> </tr> </tbody> </table>	教育内容	はり師	きゅう師	はり師 きゅう師	教育の目標	単位数	単位数	単位数	基礎分野 科学的思考の基盤 人間と生活	14	14	14	科学的・理論的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。 患者への適切な対応に必要なコミュニケーション能力を養う。	専門基礎分野	人体の構造と機能	12	12	12	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。	疾病の成り立ち、その予防及び回復の促進	12	12	12	健康及び疾病について、その成り立ちと予防及び回復過程に関する知識を修得し、疾病についての理解力、観察力及び判断力を養う。	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	3	3	3	保健医療福祉制度の中におけるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の位置付けや職業倫理について学ぶ。 人々が生涯を通じて、健康や障害の状況に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う。	専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学 基礎はり学 基礎きゅう学	8	8	9	「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術の枠組みと理論を理解し、系統的な「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術を行うことのできる基礎的能力を養う。	臨床あん摩マッサージ指圧学 臨床はり学 臨床きゅう学	11	11	13	「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術に必要な知識と技術を修得し、問題解決能力、適・不適の判断能力を養う。	社会あん摩マッサージ指圧学 社会はり学 社会きゅう学	2	2	2	現代社会における現状と課題を踏まえ、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の果たすべき役割について学び、「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」に関しての社会的ニーズの多様化に対応できる能力を養う。	実習	12	10	15	社会的ニーズの多様化に対応した観察力、分析力を養い、適切な施術ができる能力を修得する。	臨床実習	4	4	4	あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師としての臨床における実践的能力及び保険の仕組みに関する実践的能力を習得し、患者への適切な対応を学ぶ。 また、施術者としての責任と自覚を養う。	総合領域	10	10	10	あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうは、伝統医療として経験が重視される施術であり、あん摩マッサージ指圧学、はり・きゅう学、医学及び人間教育等の学習が総合されて充実したものとなるよう総合的に理解する。 各学校がそれぞれの特徴を發揮した教育を展開することによって、生涯を通じて地域や広く社会の期待に応えることができる能力を養う。		
	教育内容		はり師	きゅう師	はり師 きゅう師		教育の目標																																																								
		単位数	単位数	単位数																																																											
	基礎分野 科学的思考の基盤 人間と生活	14	14	14	科学的・理論的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。 患者への適切な対応に必要なコミュニケーション能力を養う。																																																										
	専門基礎分野	人体の構造と機能	12	12	12	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。																																																									
		疾病の成り立ち、その予防及び回復の促進	12	12	12	健康及び疾病について、その成り立ちと予防及び回復過程に関する知識を修得し、疾病についての理解力、観察力及び判断力を養う。																																																									
		保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	3	3	3	保健医療福祉制度の中におけるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の位置付けや職業倫理について学ぶ。 人々が生涯を通じて、健康や障害の状況に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う。																																																									
	専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学 基礎はり学 基礎きゅう学	8	8	9	「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術の枠組みと理論を理解し、系統的な「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術を行うことのできる基礎的能力を養う。																																																									
		臨床あん摩マッサージ指圧学 臨床はり学 臨床きゅう学	11	11	13	「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術に必要な知識と技術を修得し、問題解決能力、適・不適の判断能力を養う。																																																									
社会あん摩マッサージ指圧学 社会はり学 社会きゅう学		2	2	2	現代社会における現状と課題を踏まえ、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の果たすべき役割について学び、「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」に関しての社会的ニーズの多様化に対応できる能力を養う。																																																										
実習		12	10	15	社会的ニーズの多様化に対応した観察力、分析力を養い、適切な施術ができる能力を修得する。																																																										
臨床実習		4	4	4	あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師としての臨床における実践的能力及び保険の仕組みに関する実践的能力を習得し、患者への適切な対応を学ぶ。 また、施術者としての責任と自覚を養う。																																																										
総合領域		10	10	10	あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうは、伝統医療として経験が重視される施術であり、あん摩マッサージ指圧学、はり・きゅう学、医学及び人間教育等の学習が総合されて充実したものとなるよう総合的に理解する。 各学校がそれぞれの特徴を發揮した教育を展開することによって、生涯を通じて地域や広く社会の期待に応えることができる能力を養う。																																																										

はり師及びきゅう師養成施設自己点検表

自己点検					判定	確認書類
○教育課程の編成は、はり師養成施設は、88単位以上で2,475時間以上、きゅう師養成施設は、86単位以上で2,415時間以上、はり師きゅう師養成施設は、94単位以上で、2,655時間(指導要領8(4))					<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
[※改正時に、必要な技術及び技能を習得中の者に係る教育の内容については、従前の例によることができる] (認定規則附則第2条)					<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
教育内容	はり師	きゅう師	はり師 きゅう師	教育の目標		
	単位数	単位数	単位数			
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	14	14	科学的・理論的思考力を育て、人間性を高め、自由で主体的な判断力を培う内容とする。生命倫理、人権とその尊厳についても幅広く理解できるようにする。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。	
専門基礎分野	人体の構造と機能	13	13	13	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。	
	疾病の成り立ち、その予防及び回復の促進	12	12	12	健康及び疾病について、その成り立ちと予防及び回復過程に関する知識を修得し、疾病についての理解力、観察力及び判断力を養う。	
	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	2	2	2	保健医療福祉制度の中におけるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の位置付けや職業倫理について学ぶ。	
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学 基礎はり学 基礎きゅう学	6	6	7	「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術の枠組みと理論を理解し、系統的な「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術を行うことのできる基礎的能力を養う。	
	臨床あん摩マッサージ指圧学 臨床はり学 臨床きゅう学	8	8	10	「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術に必要な知識と技術を修得し、問題解決能力を養う。	
	社会あん摩マッサージ指圧学 社会はり学 社会きゅう学	2	2	2	現代社会における現状と課題を踏まえ、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の果たすべき役割について学び、「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」に関しての社会的ニーズの多様化に対応できる能力を養う。	
	実習(臨床実習を含む。)	12	10	16	社会的ニーズの多様化に対応した観察力、分析力を養い、適切な施術ができる能力を修得する。	
	総計		10	10	あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうとして経験が重視される施術であるあん摩マッサージ指圧学、はりきゅう学、きゅう学等の学習が総合されて充実した学習となる。 各学校がそれぞれの特色を生かすことによって、生涯を通じて期待に応えることができる能力を養う。	
(2) 実際の授業時間数が学則で定める時間数より少なくないか。 ○講義及び演習についてはおおむね15時間から45時間、実験、実習及び実技については15時間から45時間の範囲で定めること。(指導要領8(2)) ○臨床実習については1単位45時間の実習とすること。(指導要領8(3))						
(3) 1学級の定員が30人以下となっているか。(認定規則第2条第8号) (特別支援学校において視覚障害者である生徒に対する教育を行う学級にあつては、15人以下)					<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	

1名でも超過していれば、もう1クラス設けること。
※留年する学生を含めて学級定員を超過する場合も、2クラス設けなければならない。

テストを授業時間に含めることはできるが資格を有する教員による監督及び時間数を満たすことが必要。
(授業時間としてみなせない例)
①試験監督が事務職員→無資格教員による授業
②テストの時間数が2時間と計上されているが、実際は60分で行っていた→1時間分の授業時間不足
※①、②ともに補講の対象

はり師及びきゅう師養成施設自己点検表

自己点検	判定	確認書類
<p>4 教育に関する事項(つづき)</p> <p>(4) 昼間課程においては、授業は昼間に行うこと。夜間授業は特にやむを得ないと認められる場合に限り行うこと。(指導要領8(5))</p> <p>(5) 夜間課程においては、夜間(午後6時以降)の授業の時間は1日に4時間以内であること。昼間授業は実習などやむを得ないと認められる場合に限り行うこと。(指導要領8(6))</p> <p>(6) 学則に定められていない臨時休校等が行われていないこと。(指導要領8(7))</p> <p>(7) 教員が欠勤した場合には可能限り振替授業を行う等、休講の時間が最小限にとどめられていること。(指導要領8(8))</p> <p>(8) 基礎分野に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者については、7単位を超えない範囲で当該養成施設における履修に替えることができる。(指導要領8(9))</p>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	<p>・時間割</p> <p>・学則</p> <p>・授業の進捗管理書類</p>
<p>5 実習に関する事項</p> <p>(1) 臨床実習は適切に行われているか。(①～③までの要件をすべて満たすこと。指導要領9(1)～(4))</p> <p>①臨床実習施設として、附属の臨床実習施設又は施術所、また、必要に応じ医療機関等を確保すること。</p> <p>②附属の臨床実習施設とは、当該養成施設が教育を目的として設置した施設であって、当該養成施設の教員が直接指導にあたり臨床実習を行う施設をいう。</p> <p>③医療機関等とは、病院、診療所、スポーツ施設及び介護施設等とし、医療機関等における臨床実習は1単位を超えない範囲での見学実習とすること。</p> <p>④施術所は、5年以上の開業実績等の指導要領9(4)に定める要件を満たしていること。</p>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	<p>・出勤簿</p> <p>・出席簿</p> <p>・講義録</p>
<p>6 変更承認及び届出その他管理運営に関する事項</p> <p>(1) 変更承認若しくは届出書の提出が必要とされる学則等の変更について、必要な手続きを経ずに変更し、運用していないか。(施行令第3条、認定規則第8条、指導要領11(4))</p> <p>①変更にあたり事前に承認が必要な事項</p> <p>○修業年限の変更</p> <p>○教育課程の変更</p> <p>○定員の変更</p> <p>○校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図の変更</p> <p>②変更後1ヶ月以内届出が必要な事項</p> <p>○設置者の氏名及び住所</p> <p>○養成施設の名称、所在地</p> <p>○学則(修業年限、教育課程、入学定員の変更は事前に承認申請が必要)</p> <p>③変更3ヶ月前に届出が必要な事項</p> <p>○入学金、授業料等生徒納付金の新設又は変更</p> <p>(2) 入学金、授業料等は適当な額であり、学則で定めた以外の生徒納付金を徴収していないか。(指導要領11(3))</p> <p>(3) 以下の表簿が備えられ、学籍簿については20年間、その他の表簿については5年間保存されているか。(①～⑦まですべて満たすこと。指導要領12)</p> <p>①学則、日課表及び学校日誌</p> <p>②職員の名簿、履歴書及び出勤簿</p> <p>③学籍簿、出席簿及び健康診断に関する表簿</p> <p>④入学者の選考及び在校生の成績考査に関する表簿</p> <p>⑤資産原簿、出納簿及び予算決算に関する表簿</p> <p>⑥器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品の目録</p> <p>⑦往復文書処理簿</p> <p>(4) 専任の事務職員を有すること。(認定規則第2条第17号)</p> <p>(5) 管理及び維持経営の方法が確実であること。(認定規則第2条第18号)</p> <p>養成施設の運営が財政上健全に行われていること。(指導要領第11(1))</p> <p>養成施設の経理が養成施設以外の経理と明確に区分されていること。(指導要領11(2))</p>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	<p>・過去の申請書類</p> <p>・過去の提出届書類</p> <p>・学則</p> <p>・組織図</p> <p>・決算書類</p> <p>・組織規定類</p>
<p>点検結果に係るコメント(否となった項目についての原因と改善点等を記載)</p>		

※記載要領

- ①事項ごとに小項目(「適否」の文字が小さいもの)→大項目(「適否」の文字が大きいもの)の順に適否の判定を行う。
- ②判定は確認書類との突合により実施し、法令に基づき適切に実施されている場合は「適」、そうでない場合は「否」とする。
- ③小項目に1つでも項目に「否」がチェックされた場合は大項目も「否」とする。
- ④確認事項の判定は設置者自らが行うこととするが、補助者を置くことは差し支えない。
なお、補助者を置く場合は、設置者が判定内容を把握しその実施に責任を負うものとする。

実施日: 年 月 日

設置者氏名:

記載者氏名: